

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部  
の施行期日を定める政令案要綱

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条  
第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月三十一日とすること。